

流動性を高めた現場打ちコンクリートの
活用に関するガイドライン

【運用要領】

平成 29 年 10 月

新潟県土木部

当要領は「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」（以下、ガイドライン）の運用について示すものとする。

1. 適用

1－1. 適用日

平成 29 年 10 月 1 日以降に当運用要領を適用するものとする。

なお、発注済み（公告済み等を含む）の工事においても手戻りが生じず、対応が可能な範囲で適用するものとする。

1－2. 対象工事

営繕関係及び港湾関係を除く工事を対象とし、一般的な鉄筋コンクリート構造物等の施工に当運用要領を適用する。

2. 生コンクリート標準配合表の改訂について

ガイドラインの運用に伴い、「新潟県土木工事標準仕様書その 3」の「別表-1 生コンクリート標準配合表」を平成 29 年 10 月に改訂し、一般的な鉄筋コンクリート構造物の目標スランプ値 12cm を標準とした。

3. 工事における適用について

3－1. 適用日（平成 29 年 10 月 1 日）以降に発注する工事について

「新潟県土木工事標準仕様書その 3（平成 29 年 10 月改訂）」の「別表-1 生コンクリート標準配合表」により使用する生コンクリートを選定し、発注するものとする。

3－2. 発注済み工事について

発注済み（公告済み等を含む）工事においては、平成 29 年 10 月改訂の「別表-1 生コンクリート標準配合表」の使用が可能である旨を、監督員より打合せ簿で通知し、受注者の希望を確認するものとする。

受注者から使用を希望する協議があった場合は、生コンクリート配合の変更を承認するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物のスランプ値 8cm から 12cm への変更については、承認行為とし、設計変更の対象としないものとする（平成 29 年 10 月時点でスランプ値を 8cm から 12cm へ変更しても設計単価の増減は無い）。

＜打合せ簿記載例＞

〇〇工で使用するコンクリートの配合については、「新潟県土木工事標準仕様書その3(平成29年10月改訂)」の「別表-1 生コンクリート標準配合表」の使用を可能としますので、使用を希望する場合は、その旨を協議してください。ただし、スランプ値 8cm から 12cm への変更については、承認行為とし、設計変更の対象としません。

4. その他、留意事項について

4-1. 新潟県土木工事等基礎単価表への追加について

平成29年10月以降の新潟県土木工事等基礎単価表に、新たに標準配合表へ掲載された生コンクリート単価を追加した。

4-2. 更に流動性を高めたコンクリートの適用について

現場の施工条件等の制約により、更に流動性を高めたコンクリート（目標スランプ値が 12cm を超えるコンクリートや高流動コンクリート）が必要と判断される場合は、受注者と監督員が協議を行い、使用するコンクリートを決定するものとする。

この場合、「コンクリート標準示方書（施工編）」の「最小スランプの目安」等に基づき、変更が必要と認められる場合は、工事打合せ簿により使用するコンクリートを指示し、設計変更の対象とすること。

4-3. 施工時における品質確認上の留意点について

ガイドライン「3. 施工時における品質確認上の留意点」については、参考とし、品質確認方法、品質基準等については、「新潟県土木工事標準仕様書」及び「コンクリート標準示方書（施工編）」の規定により行うこと。

特に、ガイドラインでは目標スランプ値 12cm を超える場合には、試し練りを行い、材料分離抵抗性を確認することとされているが、JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合等はこのとおりでは無いため、留意すること。